環境部 監視指導課

内線:3583

電話:092-643-3395

担当: 帆足、中川、谷山

## 産業廃棄物処分業者に対する行政処分について

富士開発㈱(産業廃棄物処分業者)は、処分を受託した産業廃棄物543.7㎡(以下「未処理廃棄物」という。)を少なくとも4年以上の長期間にわたり保管したまま処分を行っていません。

このため、本日、同社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)第19条の3の規定に基づき改善命令を発出しましたので、お知らせします。

## 1 対象者

富士開発株式会社(代表取締役 猪木 直樹(いぎ なおき)) 福岡県鞍手郡小竹町大字御徳135番地の75

2 命令の内容

未処理廃棄物(543.7㎡)を全て適正に処理し、保管量を「0㎡」とすること。 (自社により処理が困難な場合は、処理業者に委託処理等すること。)

- 3 命令の根拠・理由
  - ・富士開発(株)は、同社の事業場(福岡県鞍手郡小竹町大字御徳字権現堂135番75他)において、未処理廃棄物(木くず、廃プラスチック類及び廃油) 543.7㎡を少なくとも4年以上にわたり保管したまま処分を行っていない。
  - ・当該行為は、法施行令第6条第1項第2号口(2)に規定する法施行規則第7条の6に定める「適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間」を明らかに逸脱しており、法第12条第1項に規定する「産業廃棄物処理基準」に違反している。
  - ・このことは、法第 14 条第 12 項に違反し、法第 19 条の 3 第 2 号に規定する「改善命令」の要件に該当する。

## 4 命令日

令和6年3月29日

- 5 改善命令の履行期限等
  - (1) 着手期限: 令和6年5月10日
  - (2) 履行期限: 令和6年10月10日(着手期限から3か月後に中間履行期限を設定)

## 【参考:産業廃棄物処分業許可の概要】

許可の期限:令和2年2月2日~令和7年2月1日

事業の範囲:中間処理(脱水、天日乾燥、油水分離、中和、破砕)